処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１０条の６第６項
処 分 の 概 要	保管に係る銃砲に関する措置命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法 第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令） 第１０条の４第１項（銃砲の保管） 第１０条の６第６項
処　分　基　準	当該銃砲の保管が法第１０条の４第２項又は第３項に違反している場合は、法第１１条第１項第１号の規定により許可の取消しを行う場合を除き是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受認すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	住所地又は事業所（法人の場合）の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	